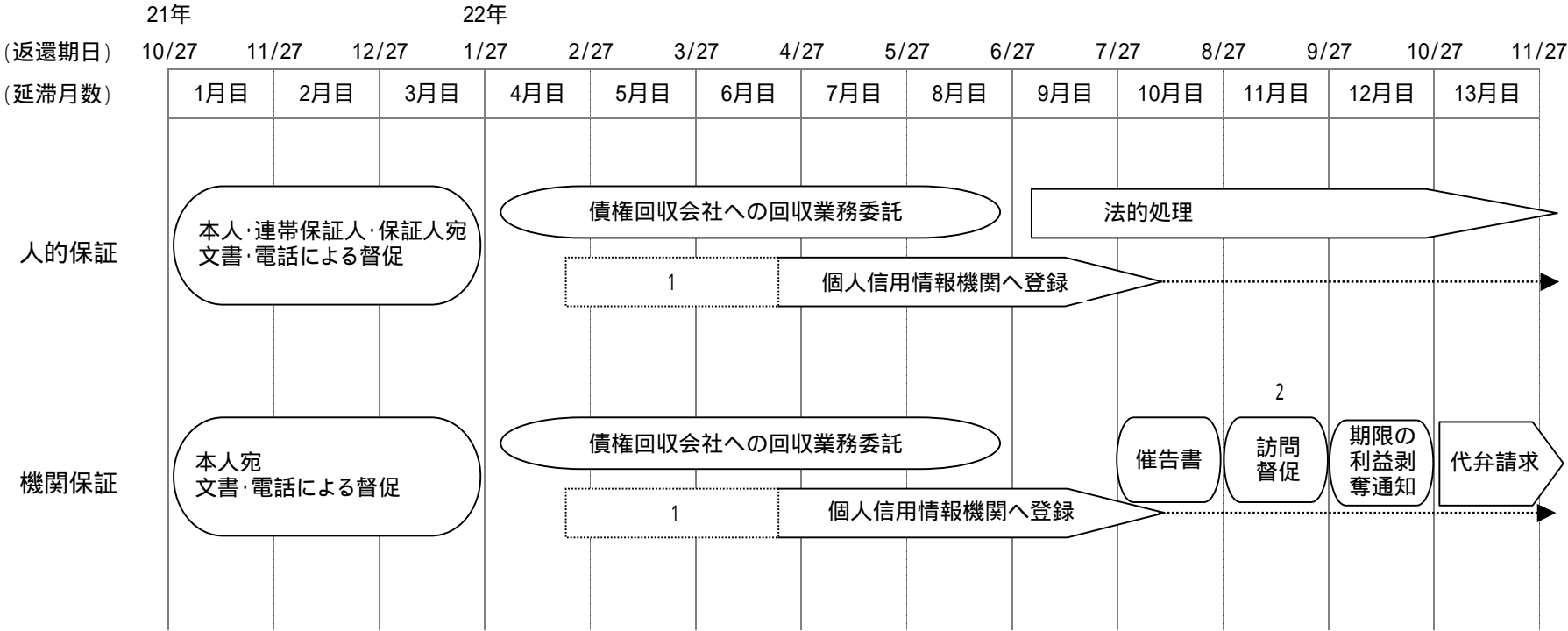


回収業務の流れ

平成21年10月以降の新たな延滞者に対しては、次のとおり早期における督促を実施し、回収強化に努めている。

返還期日が平成21年10月27日の割賦金を延滞した場合（「個人情報情報の取扱いに関する同意書」提出者）



1 個人情報情報機関への登録は延滞3ヶ月となった翌月に行うこととなるが、初回登録開始は諸準備が整う平成22年4月を予定。
 2 「訪問督促」については、回収業務委託に含めることを検討中。